

## (5) その他の排出量の推計

### ① 水道の使用

水道統計から得られる有収水量と浄水場別のトリハロメタンの平均濃度から排出量を推計している。

### ② オゾン層破壊物質の排出量の推計

オゾン層破壊物質 21 物質について、届出対象外の製品中に含まれる発泡剤や冷媒等の使用時、廃棄時の排出量、洗浄剤や噴射剤としての使用時における排出量等をライフサイクルの段階ごとに分類し、推計している。

### ③ ダイオキシン類の排出量の推計

国が整備しているダイオキシン類の排出インベントリーの結果から PRTR の届出値を差し引くことで推計している。

### ④ 低含有率物質の排出量の推計

火力発電所等から排出される重金属等について、文献調査や関係業界への実測値などのヒアリング結果に基づき推計している。

## **5. 届出外排出量の推計結果の概要**

### (1) 平成 17 年度の届出外排出量の推計結果

#### ① 届出外排出量の構成

全国の届出外排出量の合計は348千トンであり、内訳は以下のとおりである。

(図5-1を参照)

- ・ 対象業種からの届出外排出量 : 59千トン(構成比 17%)
- ・ 非対象業種からの届出外排出量:111千トン(同 32%)
- ・ 家庭からの届出外排出量 : 55千トン(同 16%)
- ・ 移動体からの届出外排出量 :124千トン(同 36%)

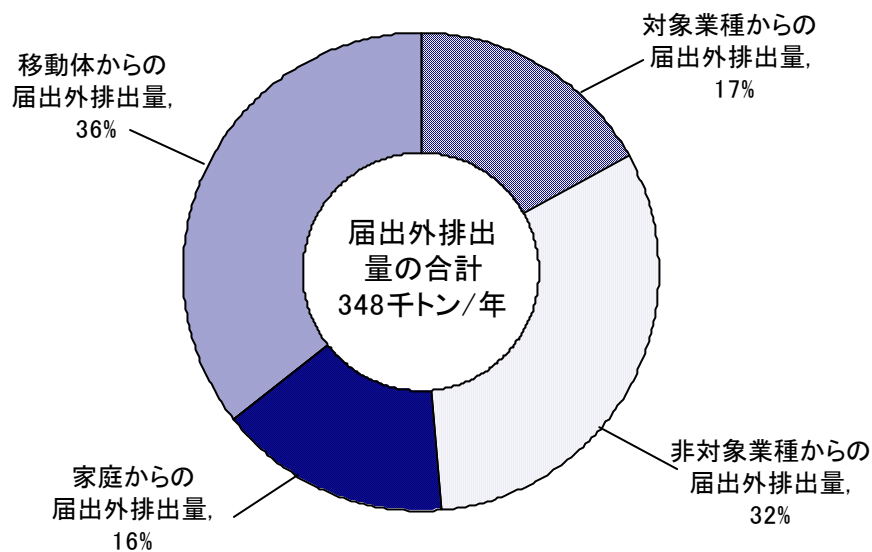


図5-1 届出外排出量の構成

### ② 届出外排出量の上位 10 物質

届出外排出量の合計348千トンのうち、上位10物質の合計は270千トンで、77%に当たる。(図5-2参照)

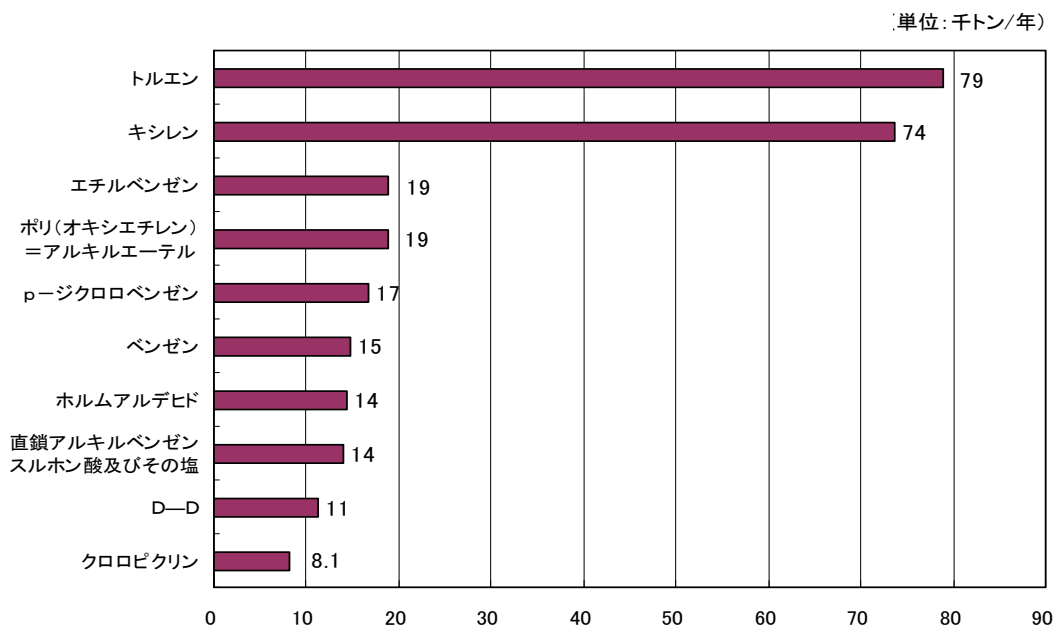


図5-2 届出外排出量上位10物質とその排出量

### ③ 届出排出量と届出外排出量の合計

届出排出量と届出外排出量の合計は607千トンであり、このうち届出排出量は259千トン(構成比43%)、また届出外排出量は、対象業種 59千トン(同10%)、非対象業種 111千トン(同18%)、家庭 55千トン(同9.1%)、移動体 124千トン(同20%)を併せた348千トン(同57%)となっている。(図5-3参照)

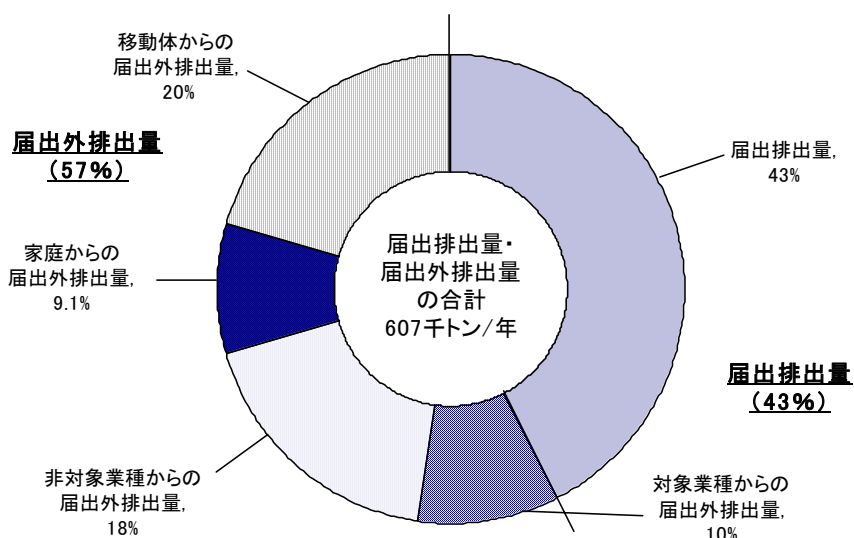


図5-3 届出排出量・届出外排出量の構成

## (2) 届出外排出量の推計結果の推移

届出外排出量の平成13年度から平成17年度の推移は、図5-4、表5-1に示すとおりである。

平成14年度から平成15年度にかけて届出外排出量が大きく変わっているのは、対象業種を営む事業者からの排出量の推計値が大きく変わったことによるもので、平成15年度に対象業種を営む事業者からの排出量の推計方法について、より精度の高い推計方法として対象化学物質の出荷量・使用量を基にした「排出源別の排出量の推計方法」を新たに導入したことによるものである。

また、非点源推計については、現時点で推計可能なデータを有する主要な排出源からの排出量は概ね推計しており、推計精度の面からは今後とも向上を図る必要がある排出源は見られるものの、現時点で直ちに推計精度の向上が図れるものがなくなってきたこと、一方、毎年、推計方法を改善し続けることにより、非点源推計の経年的な排出傾向が把握できないとの指摘があることから、平成17年度からは、推計方法を固定化することとした。

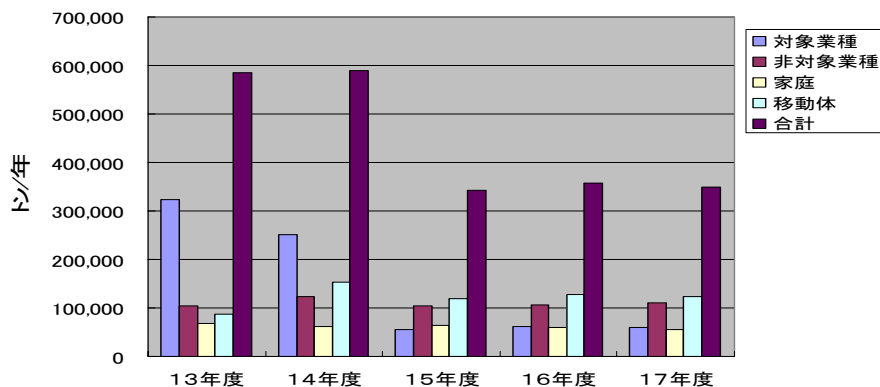


図5-4 届出外排出量(推計値)の推移

表5-1 推計された排出源別の届出外排出量の推移

排出源		全国の届出外排出量 (t/年)					
		第1回公表 (H13)	第2回公表 (H14)	第3回公表 (H15)	第4回公表 (H16)	第5回公表 (H17)	
1	すそ切り以下事業者	307,340	235,401	39,320	47,454	43,795	
2	農薬	42,190	45,513	40,595	39,268	41,973	
3	殺虫剤	家庭用殺虫剤	-	119	110	127	177
		防疫用殺虫剤	-	943	938	930	625
		不快害虫用殺虫剤	-	18	41	34	41
		シロアリ防除剤	-	-	146	68	67
4	接着剤	5,386	4,507	2,198	2,587	2,135	
5	塗料	49,234	60,160	49,619	54,396	53,956	
6	漁網防汚剤	2,024	2,681	3,696	4,091	4,474	
7	医薬品	エチレンオキシド	-	185	208	156	147
		ホルムアルデヒド	817	894	2.7	2.6	2.0
8	洗浄剤・化粧品等	界面活性剤	46,450	38,671	40,904	38,244	35,071
		中和剤	359	896	576	862	1,277
9	防虫剤・消臭剤	20,000	18,000	19,040	17,258	16,722	
10	汎用エンジン	-	3,873	2,978	2,869	2,914	
11	たばこの煙	-	2,070	1,984	1,942	1,895	
12	自動車	ホットスタート	56,136	63,112	40,508	35,792	31,498
		コールドスタート時の増分	-	61,754	53,095	68,724	70,353
		燃料蒸発ガス	-	-	957	893	843
		サブエンジン式機器	-	31	13	12	11
13	二輪車	ホットスタート	18,365	12,737	9,095	8,482	7,561
		コールドスタート時の増分	-	1,237	1,022	930	903
		燃料蒸発ガス	-	-	70	72	146
14	特殊自動車	建設機械	3,335	3,686	1,499	1,283	1,174
		農業機械	516	1,174	492	465	455
		産業機械	4,615	4,754	2,546	2,585	2,585
15	船舶	貨物船・旅客船等	1,884	1,829	1,823	1,807	1,667
		漁船	2,147	2,617	2,575	2,244	2,206
		プレジャーボート	-	-	4,658	4,186	3,954
16	鉄道車両	エンジン	168	160	179	168	174
		ブレーキ等の摩耗	-	2.8	0.70	0.46	0.39
17	航空機	エンジン	28	26	106	67	73
		補助動力装置	3	2	1.2	1.6	1.6
18	水道	96	96	87	80	91	
19	オゾン層破壊物質	22,051	20,461	19,110	17,557	17,372	
20	ダイオキシン類	742	443	128	140	116	
21	低含有率物質	1,389	1,475	1,612	1,693	1,778	
合計		584,535	589,082	341,803	357,330	348,119	

**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年7月13日法律第86号)(抄)**

(届け出られた排出量以外の排出量の算出等)

第九条 経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、第一種指定化学物質等取扱事業者以外の事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量その他第五条第二項の規定により届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量を経済産業省令、環境省令で定める事項ごとに算出するものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定により算出された結果を経済産業省令、環境省令で定めるところにより集計し、その結果を前条第四項の集計した結果と併せて公表するものとする。

**第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令(平成14年1月11日経済産業省・環境省令第1号)(抄)**

(届け出られた排出量以外の排出量の算出事項)

第五条 法第九条第一項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令第三条各号に掲げる業種に属する事業を営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(法第五条第二項の規定により届け出られたもの及び第四号に掲げるものを除く。)
- 二 令第三条各号に掲げる業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(第四号に掲げるものを除く。)
- 三 家庭から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(次号に掲げるものを除く。)
- 四 移動体から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量

(届け出られた排出量以外の排出量の集計方法)

第六条 法第九条第二項の規定による集計は、同条第一項の規定により算出した排出量を第一種指定化学物質の名称ごとに集計するとともに、当該第一種指定化学物質の名称について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 都道府県
- 二 経済産業大臣及び環境大臣が別に定める移動体の区分
- 三 都道府県及び前号の移動体の区分